

判決年月日	平成 2 5 年 3 月 2 1 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成24年(行ケ)10392号		
○「ROSEO' NE I L L K E W P I E」の欧文字と「ローズオニールキューピー」の片仮名文字を2段に横書きしてなる登録商標（本件商標）がその指定役務のうち第43類「飲食物の提供」に使用される場合、「K E W P I E／キューピー」の部分は取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与える引用商標と称呼及び観念が同一のものであるから、当該部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも許されずとして、本件商標は指定役務のうち「飲食物の提供」に使用する場合に引用商標と類似する商標であるが、それ以外の指定役務に使用する場合には引用商標と非類似の商標であるとされた事例 ○本件商標の指定役務のうち「飲食物の提供」以外の役務の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準としてみたとき、当該役務の提供が原告又は原告と関連する者の業務に係るものであると誤信されるおそれがあるとまでいうことはできないとされた事例			

（関連条文）商標法4条1項11号，15号

被告は、後記の「ROSEO' NE I L L K E W P I E」の欧文字と「ローズオニールキューピー」の片仮名文字を2段に横書きしてなる本件商標について、「宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、飲食物の提供、動物の宿泊施設の提供、保育所における乳幼児の保育、老人の養護、会議室の貸与、展示施設の貸与、家具の貸与、壁掛けの貸与、敷物の貸与、タオルの貸与」を指定役務として登録を受けていたが、原告（キューピー株式会社）は、本件商標が自社の有する「キューピー」との称呼及び観念が生ずる引用商標と類似（商標法4条1項11号）し、あるいは混同するおそれがある（同項15号）と主張して、無効審判を請求した。

本件審決は、①本件商標を「ROSEO' NE I L L／ローズオニール」の部分と「K E W P I E／キューピー」の部分とに分離しなければならない理由は見いだせないから、「ローズオニールキューピー」の称呼及び「ローズオニールのキューピー」の観念を生じる本件商標と、「キューピー」等の称呼及び観念を生じる引用商標とは、非類似の商標であり、また、本件商標が役務の出所について混同を生じるおそれがある商標ということとはできないとして、原告の請求が成り立たないとした。そこで、原告は、本件審決の取消を求めて本件訴訟を提起した。

本件判決は、次のとおり判示して、本件審決のうち指定役務「飲食物の提供」に係る部分を取り消し、原告のその余の請求を棄却した。

引用商標は、「キューピー」との称呼及び我が国でも周知のキューピーのキャラクターと

の観念が生じる一方、本件商標は、外観上、片仮名文字部分と欧文字部分とを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しており、「ローズオニールキューピー」との称呼を生じ、「ローズ・オニール（という女性）のキューピー」という観念を生じる。

しかし、原告は、本件商標の出願日及び登録査定日当時、我が国の食品関係の取引者及び一般消費者の間で、マヨネーズを中心とする調味料や加工食品を製造・販売するほか、飲食物の料理方法を教授する会社として著名であり、引用商標は、当該分野における役務の提供について、原告を出所として識別させる商標として著名であったものと認められる。さらに、我が国においては、食品製造会社とそのブランド名と同一又は類似する店舗名の飲食店を経営している例が多数見られることを併せ考えると、引用商標は、加工食品の製造・販売及び飲食物の料理方法の教授という役務と密接に関連する「飲食物の提供」という役務においても、取引者、需要者である食品関係の取引者及び一般消費者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる。

したがって、本件商標がその指定役務のうち「飲食物の提供」に使用される場合、「KEWP I E／キューピー」の部分は、上記のとおり、取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与える引用商標と称呼及び観念が同一のものであるから、当該部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することも許されるものというべきである。他方、キューピーのキャラクターは、その創作後から高い人気を博しており、原告及び被告を含む複数の企業が広告や商品販売等に使用し続けるなどしてきたものであるところ、引用商標は、本件商標の指定役務のうち「飲食物の提供」を除く各役務については、取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるという事情を認めるに足りる証拠はない。

よって、本件商標は、それが指定役務のうち「飲食物の提供」に使用される場合には、本件商標のうち「KEWP I E／キューピー」の部分だけを他の商標と比較することで類否を判断することができるものというべきであり、この場合、「キューピー」との称呼及びキューピーのキャラクターとの観念を生じるため、引用商標とは商標法4条1項11号にいう類似する商標であるというほかないが、それ以外の指定役務に使用される場合には、引用商標とは、外観、称呼及び観念が一致しないから、非類似の商標であるといえる。

また、本件商標と引用商標との類似性は、高いものとはいえず、本件商標の指定役務のうち「飲食物の提供」以外の役務と原告の業務に係る役務とは、関連性が乏しく、また、その取引者及び需要者にも共通性が見いだし難いから、引用商標が原告を出所として識別させる商標として著名であり、その構成にも一定の独創性が認められるとしても、当該役務の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準としてみたとき、当該役務の提供が原告又は原告と関連する者の業務に係るものであると誤信されるおそれがあるとまでいうことはできず、商標法4条1項15号にいう混同を生ずるおそれは認められないというべきである。